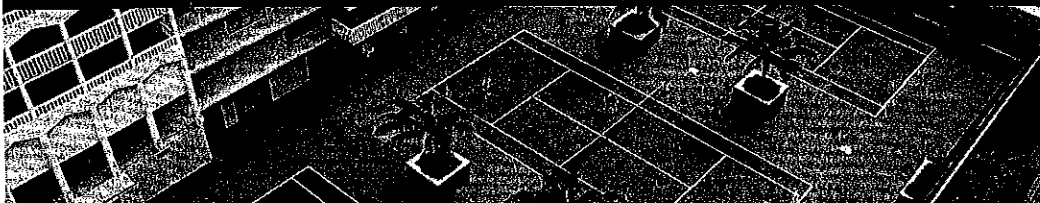


相続対策



持株支配から議決権支配へ 中小企業における黄金株の活用パターン(下)

税理士

鈴木 広典

◆ はじめに

本誌4月号「中小企業における黄金株の活用パターン(上)」において、黄金株(拒否権付株式)の基本的な内容、発行手続き、効果と留意点、及び具体的な活用パターンを見てきた。

その本誌4月号の発行と時期を同じくして、国税庁から中小企業庁の「相続等により取得した種類株式の評価について」と題する照会に対する文書回答が発表された。当該文書回答においては、種類株式のうち「配当優先の無議決権株式」「社債類似株式」「拒否権付株式」の3類型に関する相続税法上の評価方法について考え方が明らかにされた。

そこで今回は黄金株の活用パターンの(下)として、当該文書回答及び平成19年度税制改正等も踏まえ、具体的なシミュレーションを交えて検討していきたいと思う。

黄金株(拒否権付株式)

I ◆ を活用した生前贈与のシミュレーション

現社長が社長職を退任し、後継者にその地位を譲るとともに、黄金株(拒否権付株式)は保有したまま、それ以外の株式を後継者に生前贈与する場合について、下記の実例を用いてシミュレーションにより検討する。

1 前提事項

次のようなケースで、課税関係や期待される効果を検討するとともにその際に留意すべき点を挙げておくこととする。

- ① 会社：A社(非上場会社)
- ② 現社長：甲(67歳)
- ③ 後継者：乙(甲の長男 35歳)
- ④ 発行済株式総数：普通株式20,000株
拒否権付株式1株
- ⑤ 株主構成：甲 { 普通株式16,000株
拒否権付株式1株
その他 普通株式4,000株
- ⑥ A社株式の相続税評価額
：1株当たり50,000円(原則的評価額)
- ⑦ その他：甲に対し社長退任時に役員退職慰労金2億円を支給した場合の退任直後のA社株式の相続税評価額は1株当たり25,000円となる。

2 シミュレーション

(1) 内容

現社長である甲は社長職を退任（会長に就任）し、役員退職慰労金2億円の支給を受けることとなった。後任の社長は、後継者である長男乙であり、甲は役員退職慰労金の支給を受けた直後に、保有する株式のうち、黄金株（拒否権付株式）以外の普通株式すべてを乙に生前贈与することとした。甲は、乙に社長職を承継した後も引き続き黄金株（拒否権付株式）を保有し、A社の経営に関する重要な事項について監視を行うこととする。



(2) 課税関係

ところで、乙は、当該生前贈与について相続時精算課税制度を選択することとした。平成19年3月に発表された国税庁の文書回答によれば、黄金株（拒否権付株式）と普通株式とは相続税評価上、同様に評価することとなっていることから、この場合の贈与税の計算は以下のとおりとなる。

- ① 役員退職慰労金を支給して株式評価額が引き下がった後に贈与した場合
 $(25,000円 \times 16,000株 - 2,500万円) \times 20\% = 7,500万円$
- ② 役員退職慰労金を支給しなかった等により株式評価額が引き下がらなかった場合
 $(50,000円 \times 16,000株 - 2,500万円) \times 20\% = 1億5,500万円$

(3) 期待される効果

- ① 甲は乙に社長職を承継した後も黄金株（拒否権付株式）を保有し続けることにより、A社の経営に関する重要な事項について引き続き監視しながら、乙への事業

承継を行うことが可能となる。

- ② 甲に対し役員退職慰労金を支給した直後に、生前贈与を行うことにより当該株式の相続税評価額の引下げが期待できる。
- ③ 当該生前贈与に関し相続時精算課税制度の適用を受けることにより、低い贈与税負担で株式の移転が図れるとともに、贈与後の株式評価額の上昇については相続税の課税を回避することが可能となる。

(4) 留意点

上記シミュレーションのように、現社長が社長職を退き、役員退職慰労金の支給により株式評価額を引き下げた上で後継者に株式を生前贈与する場合には注意が必要である。現社長が黄金株（拒否権付株式）を保有したまま、その後の経営の監視を行うケースは、以下の通達の観点から当該役員退職慰労金が役員退職給与（損金）とならない可能性が考えられるからである。

（改正法基通9-2-32）役員の方掌変更等の場合の退職給与

法人が役員の方掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その方掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。

- (一) 常勤役員が非常勤役員（常時勤務していないものであつても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）になつたこと。
- (二) 取締役が監査役（監査役でありなが

ら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第4号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる要件のすべてを満たしている者を除く。）になつたこと。

(三) 分掌変更等の後におけるその役員（その分掌変更等の後においてもその法人の経営上の主要な地位を占めていると認められる者を除く。）の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。（下線は19年3月改正部分：編注）

上記通達によれば、役員退職給与として認められる退職金等は、分掌変更後にその役員が「経営上の主要な地位を占めていると認められる者」ではないこととされている。

シミュレーションのように甲が退職後も黄金株（拒否権付株式）を保有し続け、A社の経営に関する重要事項について拒否権を持っている状態の場合、上記通達により除外されている「経営上の主要な地位を占めていると認められる者」と認定される可能性が考えられるので、十分留意が必要である。

(5) 特定同族株式等に関する相続時精算課税の特例と黄金株（拒否権付株式）の関係

平成19年度税制改正により新たに「特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」（改正措法70の3の3）が創設された。

一定の条件を満たす同族会社株式の生前贈与については、従来の相続時精算課税制度の条件である65歳以上要件が60歳以上と緩和され、さらに非課税枠が2,500万円から3,000万円まで引き上げられることとなった。ただし、この特例は、黄金株（拒否権付株式）を発行している同族会社については、適用を受けることができないこととされているため、

その適用については十分留意が必要とされる。

黄金株（拒否権付株式） II ◆ の相続による移転シミュレーション

相続により、後継者である相続人が黄金株（拒否権付株式）を承継し、非後継者である相続人が普通株式等を承継する場合についても、下記の具体例を用いてシミュレーションにより検討する。

1 前提事項

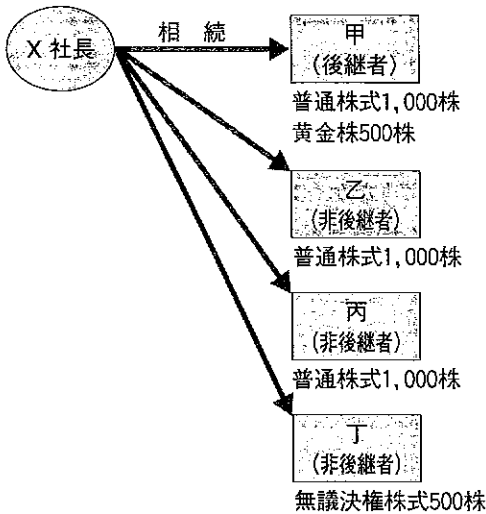
次のようなケースで、課税関係や期待される効果を検討するとともにその際に留意すべき点を挙げることにする。

- ① 会社：B社（非上場会社）
- ② 被相続人：X（B社社長）
- ③ 相続人：後継者 甲（Xの長男）
非後継者 乙（Xの次男）
非後継者 丙（Xの三男）
非後継者 丁（Xの長女）
- ④ 発行済株式総数（すべてXが所有）
普通株式 3,000株
拒否権付株式 500株
無議決権株式 500株
- ⑤ 承継する株式
甲 { 普通株式 1,000株
拒否権付株式 500株 }
乙 普通株式 1,000株
丙 普通株式 1,000株
丁 無議決権株式 500株
- ⑥ B社株式の相続税評価額
：1株当たり50,000円
(原則的評価額)

2 シミュレーション

(1) 内容

相続により、後継者である甲が普通株式と黄金株（拒否権付株式）を承継し、非後継者である乙と丙は普通株式、丁は無議決権株式を承継することとなった。これにより、後継者である甲は、経営の重要事項に関する拒否権を有することとなり、支配権の強化が図られた。



(2) 課税関係

平成19年3月に発表された国税庁の文書回答によれば、前述のとおり、黄金株（拒否権付株式）と普通株式に相続税評価上の差異は生じないことから、後継者である甲と非後継者である乙、丙は、普通株式、黄金株（拒否権付株式）にかかわらず、同じ株式評価額に基づき相続税が計算されることとなる。

また、無議決権株式を承継した丁は、同族株主（甲、乙、丙、丁）全員の同意など一定

の要件を満たすことにより、5%評価減の適用を受けることが可能となる。

仮に、無議決権株式について5%評価減を受けた場合の各種株式の評価額は、以下のとおりとなる。

・B社 無議決権株式

$$50,000円 \times 0.95 = 47,500円$$

・B社 普通株式・拒否権付株式

$$(50,000円 \times 3,500株 + 50,000円 \times 500株 \times 0.05) \div 3,500株 = 50,357円$$

(3) 期待される効果

黄金株（拒否権付株式）と普通株式に相続税評価上の差異は生じないことから、相続税負担に影響を与えることなく、後継者に経営に関する重要事項の拒否権を保有させることが可能となる。

(4) 留意点

- ① 黄金株（拒否権付株式）を保有する後継者は、経営の重要事項に関する拒否権を有するものの、拒否権のみでは何ら自ら経営の意思決定を行うことはできない。
- ② 無議決権株式が発行されている場合において、同族株主全員の同意など一定の要件を満たすことにより無議決権株式について5%評価減を選択することが可能となる。この場合、黄金株（拒否権付株式）についても普通株式と同様に議決権のある株式として評価額が増加することとなるので留意が必要である。

〔すずき・ひろふみ〕